

# 国際教養大学情報システム運用基本規程

平成 28 年 7 月 21 日  
大学経営会議決定  
規程第 110 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学情報システム運用基本方針に関する規程第 3 条の規定に基づき、国際教養大学（以下「本学」という。）における情報システムの運用及び管理について必要な事項を定め、もって本学の保有する情報の保護及び活用並びに情報セキュリティ対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるものとする。

(1) 情報

次に掲げるものをいう。

- a 情報システム内部に記録された情報
- b 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報
- c 情報システムに関係がある書面に記載された情報

(2) 情報システム

情報処理及び情報ネットワークに係るシステムで、次に掲げるものをいい、本学情報ネットワーク（本学が所有し、又は管理しているもののほか、本学との契約等に基づき本学に対し提供のあったものを含む。）に接続する機器を含む。

- a 本学が、所有し、又は管理しているもの
- b 本学との契約等に基づき、本学に対し提供されたもの

(3) 情報資産

情報及び情報システムをいう。

(4) ポリシー

国際教養大学情報システム運用基本方針に関する規程及びこの規程をいう。

(5) 実施規程

ポリシーに基づいて策定される規程、基準及び計画をいう。

(6) 手順

実施規程に基づいて策定される具体的な手順、マニュアル及びガイドラインをいう。

(7) 教職員等

本学を設置する法人の役員、本学に勤務する常勤又は非常勤の教職員（派遣職員を含む。）その他実施責任者が認めた者をいう。

(8) 学生等

本学の学部学生、大学院学生、研究生、科目等履修生（特別科目等履修生及び短期外国人留学生を含む。）、聴講生及び特別聴講生、その他実施責任者が認めた

者をいう。

(9) 利用者

教職員等及び学生等で、本学情報システムを利用する許可を受けて利用するものをいう。

(10) 臨時利用者

教職員等及び学生等以外の者で、本学情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用する者をいう。

(11) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(12) 電磁的記録

電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。

(13) 情報セキュリティインシデント

情報セキュリティに関し、意図的又は偶発的に生じる、本学の規程等又は法令に反する事故又は事件をいう。

(14) 明示等

情報を取り扱う全ての者が当該情報の格付について共通の認識となるようにする措置をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学情報システムを運用し、又は管理する全ての者並びに利用者及び臨時利用者に適用する。

(総括責任者)

第4条 本学に、本学情報システムの運用及び管理に責任を持つ者として、総括責任者を置き、常務理事をもって充てる。

2 総括責任者は、ポリシー、実施規程及び手順の策定並びに情報システム上の各種問題に対する処置を行う。

3 総括責任者は、情報システムの運用に関して、全学向け教育及び本学情報システムの運用に携わる者に対する教育を統括する。

4 総括責任者に事故がある場合は、実施責任者がその職務を代理する。

(実施責任者)

第5条 本学に、実施責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 実施責任者は、総括責任者の指示により、本学情報システムの運用及び管理に関し、ポリシー、実施規程、手順等の実施を行う。

3 実施責任者は、情報システムの運用に携わる者及び利用者に対して、情報システムの運用及び利用並びに情報セキュリティに関する教育を企画し、ポリシー、実施規程、手順等の遵守を確実にするための教育を実施する。

4 実施責任者は、本学情報セキュリティに関する連絡及び通報に係る事項を総括する。

(情報セキュリティ監査責任者)

第6条 本学に、情報セキュリティ監査責任者を置き、総括責任者が指名する者をもって充てる。

2 情報セキュリティ監査責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況について監査する。

(管理運営課室)

第7条 本学に、本学情報システムの管理運営課室を置き、事務局総務課をもって充てる。

2 管理運営課室は、実施責任者の指示により、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学情報システムの管理及び運営
- (2) 本学情報システムに係る情報セキュリティ対策の推進
- (3) 情報化推進委員会の運営に関する事務

(課室等情報セキュリティ責任者)

第8条 実施責任者は、課、室又はセンターごとに、課室等情報セキュリティ責任者を置き、当該課、室又はセンターの長をもって充てる。

2 課室等情報セキュリティ責任者は、その管理組織における情報の取扱いその他の情報セキュリティ対策に関する事務を総括する。

(情報化推進委員会)

第9条 本学情報システムの円滑な運用のため、本学に情報化推進委員会を置く。

2 情報化推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) ポリシー、実施規程、手順等の策定、実施、周知及び遵守に関すること。
- (2) 情報システムの運用リスク管理及び非常時行動計画に関すること。
- (3) 情報セキュリティインシデントの再発防止策に関すること。
- (4) 情報システムの運用に関する教育に関すること。
- (5) その他情報システムに関する重要事項

(情報化推進委員会の構成)

第10条 情報化推進委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総括責任者
- (2) 実施責任者
- (3) 課室等情報セキュリティ責任者
- (4) その他総括責任者が指名する者

(情報化推進委員会の委員長)

第11条 情報化推進委員会に委員長を置き、総括責任者をもって充てる。

2 委員長は、情報化推進委員会を招集し、その会務を総理する。

(役割の分離)

第12条 情報セキュリティ対策の運用において、次に掲げる役割を同じ者が兼務してはならない。

- (1) 承認又は許可に係る申請者とその承認又は許可をする者
- (2) 監査を受ける者とその監査を実施する者

(情報の格付等)

第13条 総括責任者は、本学情報システムで取り扱う情報について、電磁的記録については機密性、完全性及び可用性の観点から、書面については機密性の観点から当該情報の格付及び取扱制限の指定並びに明示等のために必要な措置を講ずるものとする。

(学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第14条 総括責任者は、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置を講ずるものとする。

2 本学情報システムを運用し、又は管理する者並びに利用者及び臨時利用者は、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に努めなければならない。

(情報システム運用の外部委託管理)

第15条 総括責任者は、本学情報システムの運用業務の全て又はその一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講じるものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、本学情報システムの運用及び管理について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月21日から施行する。